<b>5234</b> 5	

# 目

⇔告 示 保安施設地区指定予定地鳥取県更生医療医療費審査会規程 ♦規

則

鳥取県公報発行規則の一部改正精神衛生法施行規則の一部改正

**◊** 

公

.1

則

精神衛生法施行規則の一部を改正する規則をここに公布

昭和二十七年九月九日

する。

規

鳥取県知事 西 尾

愛 治

第三種郵便物認可

### 鳥取県規則第七十二号

精神衛生法施行規則の一部を改正する規則

精神衛生法施行規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第

別表を次のように改める。

别

扶養義務 者 の住民税納税額精神障害者又は住民税納税額

院費に対する徴收額障害者一人一日の入

百分の十

三百円未満

八十八号)の一部を次のように改正する。

五百円以上千円未満 千円以上千五百円未満 三百円以上五百円未満 百分の二十五 百分の二十

百分の四十 百分の三十

千五百円以上二千円未満

百分の六十 百分の八十

五千円以上八千円未満 三千円以上五千円未満 二千円以上三千円未満

百分の五十

2

第二号様式の申込書を知事に提出しなければならない。

右鳥取県公報広告欄に登載してくださるよう、

左記料金を添えて申

鳥取果公

知事の発行する納額告知書

1

第2845号

により納入しなければならない。 広告料は次のとおりとし、

公報紙面一頁

一回につき

則

公布の日から施行する。

との規則は、

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布

昭和二十七年九月九日

鳥取県知事 西 尾

愛

治

#### 鳥取県規則第七十三号

十三号)の一部を次のように改正する。 鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五

第二條第五号中 「農地委員会」 を 「農業委員会」

K

第二條に次の二号を加える。

1

1.5

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

「人事委員会」を「人事委員会等」に改める。

叙任及び辞令

第五條第十号を次のように改める。 **県農業委員会事務局** 

第2345号

める。

第六條第四項中「別記様式」を「別記第一号様式」

に改

第八條を次のように改める。

第八條 (公報の閲覧) 報を備え置いて県民の閲覽に供するものとする。 県庁、 地方事務所においては、適当な箇所

に公

第九條第一項に次の但し書きを加える。

但し、條例、 規則以外の原稿は二通とする。

第十條の次に次の一條を加える。

(增刷)

第十條の二 主管課において公報の增刷を必要とすると きは、鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第 を原稿回付の際総務課長に提出しなければならない。 四十二号)第百二十一條に規定する物品(修繕)請求書

第十四條の次に次の四條を加える。

(広告)

第十五條 広告は、 県公報末尾の余白に登載する。

第十六條 広告の登載を依賴しようとするときは、 別記

込みます。 報発行規則第十六條の規定により、

回分広告料)

円(原版返送料)

住

邸

(団体の場合は団体名及び代表者名剛)

鳥取県知事 氏

この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる訓令及び告示は、廃止する。

告示告諭ヲ公報ニ登載ノ件 訓令式(昭和四年二月鳥取県訓令甲第四号) (昭和四年二月鳥取県告

示第二十九号)

原版 点

原稿別紙のとお (但し、

を添えます。

3

種広告

込

昭和27年9月9日 火曜日

別記を「別記第一号様式」に改め

者に無償配付する。

は広告依賴者の負担とする。

広告を登載した公報は、

その一部を広告依頼

原版は使用後返付する。この場合これ

に要する費用

鳥

提出しなければならない。

字又は図案等を登載しようとするときは、

その原版を

取 県

公

第十七條

広告に初号活字以上の大字若しくは特種の文

丙種

乙種 甲種

一頁の二分の一 一頁の四分の一

> 二百円 四百円

金 金

百

円

第十條審査会は、審査の結果、

著しく診療内容又は診

可否同数のときは、

会長の決するところによる。

第2345号

0

第2345号

昭和27年9月9日 火曜日 鳥 取 県 公

第二條

審査会は、

知事の監督に属し、

更生医療指定医

療機関から提出される更生医療診療報酬請求書の内容

鳥取県規則第七十四号 鳥取県更生医療医療費審査会規程

第一條 (設置)

(目的) 費審査会(以下「審査会」という。 律第百二十七号)の規定により、 戰傷病者戰沒者遺族等援護法(昭和二十七年法 鳥取県更生医療医療 )を置く。

(組織)

する。

を審査しその適否につき、

知事に意見を述べるものと

第四條 第三條 審査会は、委員七人以内で組織する。

表者及び学識経驗者の中から知事が任命又は委囑する。 審査会の委員は、県の職員、指定医療機関の代

3/

37

1200

(会長及び副会長)

鳥取県更生医療医療費審査会規程をここに公布する。

昭和二十七年九月九日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

第五條 審査会に委員の互選による会長及び副会長各

人を置く。

会長は、 会務を総理する。

する。 会長に事故があるときは、 副会長がその職務を代理

(委員)

第六條 第七條 合の補欠委員の任期は前任者の殘任期間とする。 審査会の委員は、非常勤とする。 委員の任期は一年とし、 これに欠員を生じ た場

(会議)

第八條 その月の二十三日までに意見を附して知事に提出する 日までに提出された診療報酬請求書について審査し、 審査会は、 毎月一回以上会長が招集し、 每月五

ものとする。

第九條 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会

議を開くことができない。 審査会の議事は、 出席委員の過半数をもつて決

3

(審査会の処務) 書記は、 会長の指揮をう けて庶務に従事する。

第十二條 する。 審査会の庶務は、 民生部原生課におい て 処理

第十三條 (審査会の運営) との規則に定めるものの外、 審査会の運営に

関し、

必要な事項は、

この規則は、 公布の日から施行する。

## 鳥取県告示第四百四十号

告

示

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、

鳥

取 県

3

幹事は、

幹事及び書記は県職員の中から知事が任命する。

会長の指揮をうけて審査会の事務に従事す

審査会に、幹事及び書記若干人を置く。

る。

公

第十一條

(幹事及び書記

遅滯なくその旨を知事に報告しなければならない。 療報酬請求の不正又は不当の事実を発見したときは、

昭和27年9月9日 火曜日 條の規定により告示する。 昭和二十七年九月九日 鳥 取 知 事 西 尾

5

郡

町村大字 字 地 番 台 全 帳 実測又は見込 は要 見指 込定 面実 **積**測 施 業 要 愛 件 指定の 治

四

目的 期指間定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十 別に審査会が定める。

7	昭和27年9月9日				火曜	日	鳥	取	県	公	報		第23	45号	,
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山鄉	智頭	邟	大	同	同	同	丹比	同	同	同	同	同	同	同	隼
西谷	大背	江波	赤波	同	同	同	横地	同	同	同	同	同	同	同	見槻中
大ナル	吉ヶ谷	奥ノ谷	大平	同	通谷	同	拔戶	同	同	同	同	同	同	同	蓮花寺
四一、第八二	一、四七七	一、〇四八	一、六五	七四四	七四一	七二六	七三五	=	二次	<u></u>	九	八	1 〇次	八次	第
-	二七	六八	六											-	t
九、0000	五三〇	, mooo	, 四〇〇〇	,001回	, 1000	, 01110	、〇三〇六	,0011111	, 01 10	, OOOE	、〇二二七	.0100	. 00110	, 010II	、〇七二六
五〇、〇〇〇〇	一〇、〇八一〇	、八二二九	三〇、五〇〇〇	、001回	, 1000	, 011101	、〇三〇六	, 011111	, 0111110	,0010	, 0111110	, 01100	,01110	, 011100	、一五〇〇
五、〇四〇五	10,0八10]	三五〇〇	、 五三〇〇	、001回	, 1000	, Oli10 1	、〇三〇六	01111	, 011110	,0010	, 011110	, 01100	,01110	, 011100	, O国OO
与える立 同	一、直支 養のため 水源かん	同	同	7	を禁ぎる同	少 <b>、</b> (	ナ地: る内:	事	同		大探を禁一、立木の同	同	同	同為	が が が が が が が は で た で を で た で た で た で た に の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の れ の に の れ の に の れ の に の れ の に の れ の に の れ の に の れ の に る に 。 に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に る に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	司	同	同

	昭和	27年9	月9日	火曜日	J, E	鲁 取	果	公 報	第	23 <b>4</b> 5号	6
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	八頭
同	同	同	同	同	同	同	同	同	智頭	同	西鄉
智頭	三吉	同	同	同	同	三田	同	同	新見	同	北
滝谷奥	広高下	ケニ 谷 <b>番</b>	ケー 谷番	東本平谷	茗荷谷	登り尾	同	同	清見	同	谷よ小 芝り山 葵川
=		, -;		-,	$\overline{}$	-, '	<del>-</del> ,	-	<del>,</del>	九四	九 四
四七一	三00/二	八〇八〇	八一	八二	〇七一	0七0	八八	一〇七	      	六ノニー	六ノ〇一
=, 1	-; -;	<b>\</b>	```	四、一	-,	-,	a.	-,	-,	,	, 即
六六二〇	五八〇〇	六六二〇	<b>ネカニ</b> 〇	オ六二〇	0000	O <u>*</u> 10	八000	五〇〇〇	九六〇〇	001四	
		O	O	()	O	O			O	124	7
四 〇	Ħ.	-		三 四	=	=, 1	-	=	ţ	,	<b>,</b> ¤1
0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	있 - - -	〇五 〇 〇	111000
	Ŏ	Ŏ	Ō	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ō	Ŏ		Ŏ	Ō
10,	Q	-	-,	Щ.	=;	=;	-,	=,	t,	`	,町
있 기 0	○ <u>八</u> — ○	0000	0000	〇八二〇	0000	0000	0000	0000	〇八 一 〇	0100	1000
-	<u>-</u> なな育		<b>〜</b> ず伐オ		<u>,</u>		 育の	 _ `**伐木-		*	立金本
7	うけれ なれ	C保植 R護栽	る採の をほ	うえ被権 そる害者	叏	らけなれ	に保料	直る採の。	え被植る害栽	Ĵ	ドの 6伐
同	っぱる	か無木同	祭 <sup>为</sup> 同	立を同	不同	いは 同	め撫っ同	同	立を木養水の源	同	採 め防土 備 <b>砂</b>
									たかめん		の崩 <b>た</b> 壊
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	. 同	年二箇

1.8

Λ	Λ	n	9	9
Ħ	u	11	.3	-3

9 昭和27年9月9日 火曜日 鳥 取 県 公 報	第2345号		昭和27年9月9日 火曜日	りりょう 鳥 取 県 公 報 第2346号 8
八同同同同同同同同	同同同同"		同同同同同	日同同 西同同東気同野 伯 高
池 石 同 同 同 同 <b>上</b> 日 同 田 見 野	同大同同	\$ 1.00 miles	同同同同同同	二同同大同同竹勝同
中上神同同同 矢同 三 同原 戶 栄	同 折 同 同		同同同同同同	福同同赤同同大桑駒岡 松 谷原帰
岡外 山觀 同 同 同 上名 同 左名 同 フ 音 ラ谷 ラ谷	田中 塔 同 同 林栗 林		長 寺 同 同 同 井 畑	向 同 同 門 同 同 穴 登 カリ 谷 尾 リ
- 二、一、一、二、五 二、五 二、五 二、五 二、五 五 二 二 五 五 四 一、 二 五 一 九 五 一 一、 二 五 二 二 五 四 一七 一五 二 一 九 四 九 四 一七 一五 二 一 一 九 一 四 一 九 四	三 五 一、一 七 九 五 一 三 九 五 一 三 二 二 二 二		一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	- 九五五四 八一 六五六 九五五四 八一 六五六 三 ノ 一 六 二 ハ 一 六 二 八 一 六 二 八 一 元 四 三 一 三 ノ 二 六
- 、	、 、 、 の に に 、 の に に に に に に に に に に に に に		、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	一、五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
二元、	、 、 、 、 、 、 、 の の の 四 の の の の の の の の の の の の の		、	- 10、0000 - 11三、0000 - 1、0000 - 1、0000 - 1、1000 - 1、1000 - 1、1000 - 1、1000
- O、 、 、	000011 000011 11000		、	五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
のえ被植 を磔ュークを表し   ほる害栽 禁のみ   か立を木 ・水   養水 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 の の の の の たか めん	が下る内事 ・草落に施 同同同同同		一 ず伐、 る採立 を木 禁の。 同 同 同 同 同 同	ー なな育の、ず伐木 らけに保植る採の なれ努護栽 をほ いばめ撫木 禁か 同 同 同め防土 同 同 同 同 備砂 の崩 た壊
同同同同同同同同	同同同同		周 同 同 同 同 同	同同同年二同同年四同同 箇 箇

11	B	召和:	27年	9月	9 日	火胃	图日	鳥	取	果	公	報	j	第28	45号	
		,	nna quiran				一次の	鳥			同	同	同	同	同	同
浜田	細	船越	竹內	角脇		昭和	次の者は昭和	取県告			同	同	同	同	同	同
出りつよ	田 鈴子	越 茂野		脇 愛子		和二十七	昭和二	<b>水第四</b>			同	同	同	同	同	同
よ	子	野	巴	子	鳥取県	七年九月	二十七年度保健婦試験に合格した。	鳥取県告示第四百四十一号			同	北谷	同	同	同	同
長谷	田中	横尾	阪部	中井	知事	九日	·度保健	号			六一	六五五	六一四	六一	六一	ホー
長谷富美子	京子	<b>虐</b> 久子	雅子	敏子	西		婦試験			_	五 - ノ	五一ノ	四ノ七	四ノ五	四ノ四	四ノ三
7	1-	11-	1		尾		殿に合				_		τ.	11	K-3	
原口か	林	小原	近藤	大久保	愛		格した				三五〇〇	111000	1100	三三七	0×0C	O国CC
かよ子	信子	<b>唉</b>	直子	大久保満壽子	治		٥				0	0	8	七	0	00
					1					•						
			昭	昭和二	境特別都	鳥取圓					、七〇	、六〇	,111100	、四五〇四	, 11100	、〇八〇〇
			和二十七年	一十七年	都市計	易取県告示第四百四十二号		小林	山本		七000	<b>*</b> 000	0		0	00
	ŧ	鳥	一七年	十九月一		<b>矛四百</b>		梅野	幸江		,	,		`		
		取県知事	九月九	一日認可	<b>画事業復興土</b>	四十二					七000	<b>六</b> 〇〇〇	111100	四五〇四	11100	O八OO
		事西	日	可した。	地	号			米田		0	0	8	<u> </u>	8	<u>~</u>
		尾		0	区劃整理				玉枝				をな	石草 樂 、 ひ土	客行 葉地:	, L
		愛			理換地処分について、				橋		同	同	新ず同	発砂で	下の加	
		<b>没</b> 治			分につ				橋本すみ子							•
		(F			いって、				子		同	同	同	同	同	同

1		昭和	27年9	月9日	火曜日	鳥	取界	公	報	第2345 <b>号</b>	10
	同	间	问	问	同		同	问	同		
	同	同	同	同	同		同	同	都上 私		
	同	同	同	同	同		同	同	明辺		
	同	同	同	同	同		同	同	谷德 石		
	六一四ノニ	六一四ノ壱	六二二四二	六二フロー	カニン		六 二 一 八	六 一二 一七	ホ ニ ープ		
, ,	=	壱	=		0		八	七	<b>ー</b> ノ 六		
	、O110人	、I 六OC	, 0010	, 1000	<b>、</b> ○ 五 ○ ○		<b>、</b> ○五〇〇	、〇五〇〇	三五〇〇		
			Ö	O <sub>1</sub>	O		O	O	O		
	. ,	,	,		•		•	,			
	〇四一六	111100	00110	11000	1000		1000	1000	七000		
		,		•	,				`		
		111100	, 00110	11000	1000	,	1000	1000	七000年		
			ず伐	``		3	取石草湾	答行、	ず伐、	なな育の、	ず伐
			<b>ず伐</b> る探えを禁	な 木 の			取石草湾 を礫 ジ 禁の土 ず採砂	<sup>長地</sup> 工 ・内事 下の施	る採立 を木 禁の	なな育の、 らけに保植 なれ努護栽 い <b>ば</b> め無木	を禁
	同	同	同	同	同		同	同	止 の た だ れ 防		
	同	同、、	厠	同	同		同	同	同		

(

\*

.

9

9

•

. *I* 

公

告

昭和27年9月9日 火曜日 鳥 取県 公 報 第2345号 12火藥類取締法令 扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者の免狀を交付する ために行う試験であります。 この試験は昭和二十七年度第一回甲種及び乙種火薬類取 のき次のように公告する。 鳥取県火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者試験に 一般火藥学 任者類取扱主 種類及び試驗課目 昭和二十七年九月九日 火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者 試驗公告 鳥取県知事 造工場保安管理技信号熖管、信号火 火藥類取締法令 般教養科目 丙種火藥類作業主任者 西 尾 術せ、 ん、及 愛 **W** 煙火製 治

> 二 ありません。 次の各号の 一に該当する者はこの試驗の受驗資格が

**(1)** 日本の国籍を有しないもの

**(2**) 禁治産者及び準禁治産者

試驗の日時、場所、 方法及び発表

(1)

試験は学科試験と口頭試験を行います 学科試驗 午前九時から午後一時ま昭和二十七年十月十五日 で 鳥取市東町

口頭試驗 午後一時半から午後昭和二十七年十月

後十

五五

時日

まで

同

右

(2)

受験の手続方法 昭和二十七年十 合格者発表 一月下旬に合格者のみに通知します

試験を受けようとする者は別表口の受験願書に左の書

四

(3)

**(1)** 類を添付の上県経済部商工課宛提出して下さい。 履歷書(別表二)

(2) 戶籍抄本

1

1

Contraction

4

RI

印

Ky.

刷断縣

昭和27年9月9日 火曜日 鳥 取 県 公 報

第2345号 14

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

#### 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。 本県においては県民の皆様の日常生活に 関係ある重要な條例、規則、規程等をこの 公報に登載して公布しております。 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み ませう。

定期発行日 每週火、金曜日 講讀料(実費)一箇月100円 一箇年1.200円 申込先 鳥取県総務部総務課